

平成 26 年 2 月
(令和 3 年 2 月改訂)

上峰小学校いじめ防止基本方針

上峰町立上峰小学校

1 はじめに

「いじめは基本的人権」にかかわる重大な問題であり、決して許されるものではない。特に、人格形成の基礎を担う小学校教育において「いじめ」は、被害者も加害者もその後の成長に大きく影響する。本校からそのような不幸な児童を生むことのないよう、ここに「上峰小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- ◎ 本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」
- 学校・学級内に「いじめは絶対悪である」という強い認識を植え付けます。
 - 児童・教職員の人権感覚を磨き、高めます。
 - 児童間、児童と教職員間の豊かで温かい人間関係を築きます。
 - いじめの早期発見に努め、適切な指導のもと、対処します。
 - いじめの問題について地域・保護者そして関係機関との連携を深めます。

2 「いじめ」の定義（法第 2 章より）

「いじめ」とは、本校に在学している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立ち、事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 「いじめ」を未然に防止するために

（1）児童に関して

- ① 児童一人ひとりの人権を尊重し、お互いを大切にし、学級の一員であるという自覚をもたせる。また、学校・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② 「分かる・できる授業作り」の実践を通して児童に基礎的基本的な学力を保証し、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学習指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないもの」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友達、家族等に知らせたり、制止につながる声を上げたりすることの大切さを指導する。同時に、知らせることは決して悪いことではないことを指導する。

（2）職員に関して

- ① 児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めるようにする。
- ② 児童が自己実現を図ることができるように、子どもがいきる授業を日々行うように努める。
- ③ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。

- ④ 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ⑤ 児童一人ひとりの変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦ 「いじめの構造」や対処法等、「いじめ問題」についての研修を積み、理解を深める。
- ⑧ 問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対許されない」という土壌を作る。
- ② いじめに関するアンケート調査を年に数回実施し、結果から児童の様子の変化などを職員全体で共有する。
- ③ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。
- ④ 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑤ 「いじめの問題」に関する児童会としての取り組みを行う。
- ⑥ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

- ① 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見・対処について

(1) 早期発見に向けて

- ① 担任をはじめ多くの教員で児童の様子を見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ② 様子に変化が感じられる児童には、積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ③ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、ともに解決していこうという姿勢を示して児童との信頼関係を深める。

(2) 相談について

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ② いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、その悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから児童を守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ防止委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

5 「いじめ」事案への対応（早期解決に向けて）

- (1) 教員が気づいたり児童・保護者から相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉えるようにする。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制で対応する。
- (3) いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめの行為をすぐにやめさせる。

- (4) いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかということに気づかせるような指導を行う。
- (5) いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝える。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

7 ネットいじめに対する対応

- (1) インターネットや携帯電話での情報モラルについて、日頃から全校児童に指導し、電子掲示板に誹謗中傷が書き込まれた時は、直ちに教職員や保護者に相談するよう、全校児童に指導する。
- (2) ネットいじめを把握した場合は、速やかに事実関係を把握し、管理職及び関係職員へ内容を報告し、対応を協議する。
- (3) 学校の調査で加害者が特定できない場合は、警察のサイバー犯罪対策担当に相談する。
- (4) 保護者と連携し、電子掲示板やメールを利用する際のルールとマナーに関して啓発を促し再発防止に努める。

8 校内体制について

- (1) 校務分掌に「上峰小学校いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導部、養護教諭、教育相談担当とする。
- (2) 役割としては、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止等の啓発等に関するを行う。
- (3) いじめの相談があった場合は、該当学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- (5) 校内研修・職員の研修として「いじめ防止」に関する研修会を開き、見識を深める。

9 教育委員会や関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の上峰町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して上峰町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAの会合や青少年健全育成町民会議等の会合で、いじめの問題など子どもたちの健全育成についての話し合いを進めるをお願いしていく。

10 いじめ防止に関する年間計画

月	実施内容	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
4	いじめ防止委員会設置 新旧担任等による引き継ぎ会 第1回いじめ防止委員会 (年間計画の確認)	月2～4回来校 観察、相談事業	随時来校 観察、相談、 訪問指導事業
5	家庭訪問		
6			
7	体罰・いじめ実態調査 個人懇談会		
8	第2回いじめ防止委員会 (1学期の振り返りと2学期の取組について) いじめ等に関する職員研修		
9			
10	青少年健全育成町民会議講演会		
11	人権教室		
12	人権標語の取り組み		
1	学校評価アンケート 第3回いじめ防止委員会 (今年度の振り返りと次年度取組について)		
2			
3	学級懇談会 次年度への引き継ぎ	↓	↓

◎ 毎月行うこと

いじめアンケート(〇月のころ)の実施
教育相談・生徒指導協議会の実施